

東京都地域医療再生計画 (区東部保健医療圏)

平成22年1月

東京都

(目 次)

1	本計画の対象地域について	P 1
	(1) 東京都における医療の状況について	
	(2) 本計画の対象地域	
2	本計画の位置づけと対象期間について	P 2
3	計画の進行管理	P 2
4	現状及び課題	P 3
	(1) 小児医療	
	(2) 周産期医療	
	(3) 新型インフルエンザ等の新興感染症に対する医療	
5	目標	P 5
	(1) 小児医療	
	(2) 周産期医療	
	(3) 新型インフルエンザ等の新興感染症に対する医療	
6	具体的な施策	P 7
	(1) 小児医療	
	(2) 周産期医療	
	(3) 新型インフルエンザ等の新興感染症に対する医療	
7	地域医療再生計画終了後も実施する事業	P 1 3
	(資料) 二次保健医療圏別医療の概況	P 1 4

1 本計画の対象地域について

(1) 東京都における医療の状況について

東京都は、面積は全国で 45 番目であるが、総人口の約 1 割となる 1,300 万人が居住しており、昼間人口では約 1,500 万人になる。

一方、医療資源の現状は、大学病院をはじめとする特定機能病院が 14 病院あるなど、高度先進医療機関が多く、一般病院総数及び医師総数は全国 1 位である。

しかし、人口当たりでみると、病院数などは全国平均を下回っており、特に大学病院等が集まる区中央部保健医療圏を除くと、人口あたりの一般病院数は 40 位、医師数も 21 位に相当する。とりわけ、多摩地域及び区東部地域は、病院や医師等が少ない状況になっている。

さらに、第二次ベビーブーム以降減少傾向にあった都民の出生数は、平成 4 年以降は横這いで推移し、平成 18 年を境に微増に転じているが、小児及び周産期の医療資源は減少しており、小児・周産期の医療提供体制の確保は厳しい状況が続いている。

加えて、今般、都市部での感染拡大が特に懸念される新型インフルエンザなどの新興感染症について、軽症から重症までの、小児や透析患者などハイリスク患者も含めた大量の患者発生に的確に対応するとともに、感染症対策に万全を期した医療体制整備の構築が求められている。

(2) 本計画の対象地域

本地域医療再生計画において、区東部保健医療圏を対象地域とする。

区東部保健医療圏は、面積 103 平方キロメートル、人口 131 万人を有し、都道府県の人口と比較すると、大分県より多く、岩手県に次ぐ全国 33 番目に相当する人口規模であるが、面積は一番小さい香川県の 18 分の 1 以下であり、人口密度は全国 1 番目の東京都平均の約 2 倍である。全国の一医療圏平均値と比較すると 10 分の 1 の面積でありながら、3 倍以上の人口を擁しており、狭い面積に多くの人口を抱えている。

区東部保健医療圏は、墨田区、江東区、江戸川区の 3 区からなる二次保健医療圏であり、東京都区部の東に位置している。この地域は、近年、地下鉄などの交通網の整備が進んでいることや、高層住宅の建築など都心に近接した利便性の高い住宅地としての魅力を高めており、平成 21 年 1 月の人口は、平成 11 年 1 月との比較で、11.4%の増（都全域は 7.0%の増）と大きく伸びている。

区東部保健医療圏は、都心部を中心として放射線状及び環状に広がる鉄道網により結ばれており、患者の受診行動は、その属する二次保健医療圏で受診する者が 46.3%と、全国平均の 75.6%と比較してもかなり低くなっている。

医療資源については、人口 10 万人当たりの一般病院数は 3.9 施設と、都（4.8 施設）や全国（6.1 施設）を下回っており、地域の中核病院となりうる 300 床以上の病院は 0.5 施設と全都（0.9 施設）よりも相当低い値となっている。

医師数については、人口 10 万人当たり 151.7 人と、都（268.5 人）や全国（207.4 人）を大きく下回っている。特に、小児人口や出生数が増加する中、小児医療及び周産期医療の不足が顕著とな

っている。

また、新型インフルエンザ等新たな感染症の流行時に患者を的確に受け入れる体制の整備も急務となっている。東京都では、平成20年度から、新型インフルエンザ等の大流行に際して健康被害を最小限に抑えるため、適切な医療を提供できる体制の整備を促進することを目的に、都内を10のブロック（区部4ブロック、多摩・島しょ部6ブロック）に分け、各ブロック協議会において地域における新型インフルエンザ等感染症の医療体制確保に向けた検討を行っている。このうち、都立病院・公社病院において、大流行時に新型インフルエンザ等新興感染症の入院治療等を行う感染症緊急対応病床を整備することとしており、既に区部3ブロック（都立駒込病院、公社荏原病院、公社豊島病院）及び多摩地域（都立多摩総合医療センター及び都立小児総合医療センター）において整備に着手しているが、区東部保健医療圏全域を含む「区東部ブロック」（墨田区・江東区・江戸川区・千代田区・中央区・港区）においては整備の予定がなく、感染症の専門的対応ができる医療機関において整備が求められている。

こうした区東部保健医療圏の特性を踏まえ、限られた医療資源を有効に活用して小児医療及び周産期医療の医療機能の確保、感染症医療体制の整備を図るためには、地域の中核的病院の機能強化を行うとともに、同病院を中心とした重層的な連携体制を区東部保健医療圏に構築し、初期から三次までの医療機関それぞれが機能を発揮できるよう、医療体制の整備を行っていく必要がある。

こうしたことから、本計画の対象地域については、区部における医療資源の課題が大きい区東部保健医療圏とし、医療提供体制の整備及び医療連携体制の構築を集中的に進め、小児医療、周産期医療、感染症医療などの課題解決を図ることとする。

2 本計画の位置づけと対象期間について

本計画は、平成22年1月8日から平成25年度末までの期間を対象とする。

本計画は、東京都保健医療計画（平成20年3月改定）で示した施策をさらに推進するために策定するものであり、区東部保健医療圏における小児・周産期・新興感染症医療などの課題解決を図るものとする。

3 計画の進行管理

計画に定めた目標や各事業の達成状況について評価を行い、少なくとも年1回は、「東京都保健医療計画推進協議会」において状況を報告するなど、計画の進行管理を行う。

また、東京都における地域医療に関する情勢の変化等を勘案し、東京都保健医療計画の次期改定も踏まえ、必要があるときはこの計画を見直す。

4 現状及び課題

(1) 小児医療

小児人口（0歳から14歳まで）は、平成8年1月現在 157,921 人であったのが、平成19年1月現在 169,496 人であり、ここ10年あまりでみると7.3%増加している。この間の都全域の小児人口が2%減っていることを踏まえると、都内において特に小児人口の増加が著しい地域と言える。小児人口割合も13.1%と、都全域の11.8%より高い値になっている。

一方、小児科医師数は、平成8年12月現在 322 人であったのが、平成18年12月現在 306 人と、ここ10年で微減となっており、小児人口10万人当たりの小児科医師数は177.2人と、全国平均（180.2人）を下回る値となっている。

また、小児科を標榜する医療機関も、平成8年10月現在 318 施設であったのが、平成19年10月現在 309 施設と、ここ10年で2.8%減少し、特に小児科を標榜する病院は、この間、5施設減り、17施設となっている。

こうした中、365日24時間の小児診療を行う東京都指定二次医療機関については、平成18年に1施設が辞退して以来、都立墨東病院のみであり、小児二次救急医療体制は厳しい状況にある。

このため、小児医療を担う医師の確保対策を進めるとともに、重症対応ができる医療機関も含む小児救急医療機関の体制整備を進める必要がある。また、限られた医療資源を有効に活用するためには、初期救急医療機関から三次救急医療機関に至るまでの医療連携体制（ネットワーク）を構築し、小児医療体制の強化を図ることが不可欠である。

(2) 周産期医療

出生数は、平成8年が 10,822 人であったのが、平成19年は 12,538 人であり、ここ10年あまりでみると15.9%増と、地域の人口増を反映して大幅に増加しており、都内でも稀な地域である。

一方、周産期医療資源は、産科及び産婦人科医師は、平成8年12月現在 113 人であったのが、平成18年12月現在 92 人となり、ここ10年で18.6%減少と大幅に減少している。このため、人口10万人当たりの同医師数は、全国平均の8.5人を下回る7.0人となっている。

また、産科及び産婦人科を標榜する医療機関も、平成8年10月現在 67 施設であったのが、平成19年10月現在 57 施設と、ここ10年あまりで14.9%減少している。人口あたりの産科及び産婦人科を標榜する医療機関も全国平均を下回る状況にある。

さらに、区東部保健医療圏のNICUも21床で、出生1万人対16.7床となっている。東京都はNICUについては都全域で必要数を整備していくこととしているが、都全域でもNICUは219床と、出生1万人対21床となっており、さらなる整備が必要である。

※ 国は、周産期医療体制整備指針(案)（平成21年9月）において、NICU必要病床数をこれまでの「出生1万人対20床」を見直し、「都道府県は、出生1万人対25床から30床を目標として、地域の実情に応じたNICUの整備を進める」としている。

(3) 新型インフルエンザ等の新興感染症に対する医療

人口当たりの一般病院数が全国平均を下回る中、300床以上の一般病院が7病院と、人口当たりでは全国平均及び多摩地域の半分程と極めて厳しい状況にあり、新型インフルエンザを始めとする新興感染症の入院医療に対応できる医療機能が不足している。

平成21年10月現在、本格的流行期に入っている新型インフルエンザにおいても、妊婦、小児、透析患者などのハイリスク患者を含む、多数の新型インフルエンザ重症患者の入院医療体制の確保が重要な課題となっている。

東京都では、都内の都立病院・公社病院において、大流行時新型インフルエンザ等新たな感染症患者の入院治療等を行う感染症緊急対応病床を整備することとしており、既に区部3ブロック（都立駒込病院、公社荏原病院、公社豊島病院）及び多摩地域（都立多摩総合医療センター及び都立小児総合医療センター）において整備が着手されているが、区東部保健医療圏を含む「区東部ブロック」においては整備の予定がない。

なお、この地域は小児人口の割合が、13.1%と都内でも高い地域であり、そして、今回の新型インフルエンザの感染拡大が始まった平成21年8月上旬において、新型インフルエンザの集団感染が多数発生した地域である。また、感染症発生動向調査において、7月20日から9月27日までの間における1定点医療機関あたりの患者報告数が都内13保健医療圏の中で最大であるなど、新型インフルエンザ等の新興感染症に対する医療ニーズが高い地域と考えられる。

5 目 標

小児医療及び周産期医療の確保を図るため、地域の医療機能のさらなる強化を行うとともに、重症小児患者の対応が可能な医療機関等と密接な連携体制を構築することにより、医療水準の向上を図る。

また、区東部保健医療圏の新型インフルエンザなどの新たな感染症に対する医療の課題解決を図るため、区東部保健医療圏の中核的病院において、新型インフルエンザ等新たな感染症の多数の患者を受け入れ、軽症から重症まで対応できる病床を整備するとともに、地域の開業医等との連携体制を構築し、大流行時における医療提供体制を強化する。

(1) 小児医療

- 区東部保健医療圏を管轄地域とし、救命処置が必要な緊急性のある小児救急患者を迅速に受け入れ、速やかに救命対応を行う「子ども救命センター（仮称）」を1か所整備する。あわせて、小児の救命処置を行なえる小児科医等の養成を行い、小児重症患者に対する迅速・的確な対応ができる体制を整備する。
- 区東部保健医療圏において小児二次救急医療を担う病院に対する支援を行い、地域における小児二次救急医療の強化を図る。あわせて、これらの病院の小児医療を支えるため、大学に寄附講座を設置し、大学からの医師派遣を強化する。これにより、現在区東部保健医療圏に1施設の小児二次救急医療機関を2施設に増加させる。
- 東京都地域医療再生計画（多摩地域）において記載した小児医療ネットワークモデル事業の実施状況も踏まえ、新たに設置する「小児救急医療対策協議会」において、初期から三次までの救急医療施設の小児医療ネットワークの構築を検討するなど、区東部保健医療圏の小児医療体制の強化を図る。

(2) 周産期医療

- 財政支援を拡充し、東京都はNICUについては都全域で必要数を整備していくこととしていることから、都内全域においてNICU等の整備促進を強化する。都内のNICUは、現在、出生1万人対21床であるが、国の周産期医療体制整備指針（案）（平成21年9月）に、「出生1万人対25床から30床を目標」としていることを踏まえ、東京都周産期医療協議会で検討の上、周産期医療整備計画を策定し、整備を進めていく。
- 既存のNICUの有効活用を図るため、在宅移行が望ましいNICUの入院児を対象に、区東部保健医療圏の唯一の総合周産期母子医療センターである都立墨東病院において、在宅移行支援等のモデル事業を実施し、その検証結果等を踏まえ、医療的ケアが必要な入院児の円滑な退院に必要な支援体制について整備を進める。

(3) 新型インフルエンザ等の新興感染症に対する医療

- 区東部保健医療圏における中核的病院であり、感染症指定医療機関である都立墨東病院において、新型インフルエンザなどの新たな感染症発生に備え、他の病棟から独立した感染症対応病棟を整備し、新型インフルエンザ等新たな感染症の大流行期において、多数の患者を受け入れ、ハイリスク患者や重症患者も含む対応ができるよう、医療機能を強化する。これにより、最大 100 名の新型インフルエンザ等の患者を受け入れられるようにする。

また、新型インフルエンザや新興感染症発生時における地域連携について協議する会議を年 6 回程度開催し、地域の開業医等との医療連携体制を強化する。これにより、大規模流行期の医療機関同士の役割分担を明確にし、地域における新型インフルエンザ等新たな感染症への対応能力を向上させる。

6 具体的な施策

(1) 小児医療

【地域における医療体制の強化】

① 休日・全夜間診療事業（小児）参画等支援事業 [区東部保健医療圏]

- ・ 事業開始 平成21年度（平成24年度まで）（平成21年度補正予算）
- ・ 事業総額 204百万千円（基金負担分 170百万円、都負担分 34百万円）

小児医療施設の減少、医療資源の地域的偏在の解消に向けて、区東部地域において小児医療を担う医療機関に対する支援を行うことにより、小児医療体制の強化を図る。大学に対する支援（下記③）と合わせて、一体的な取組みを実施していく。

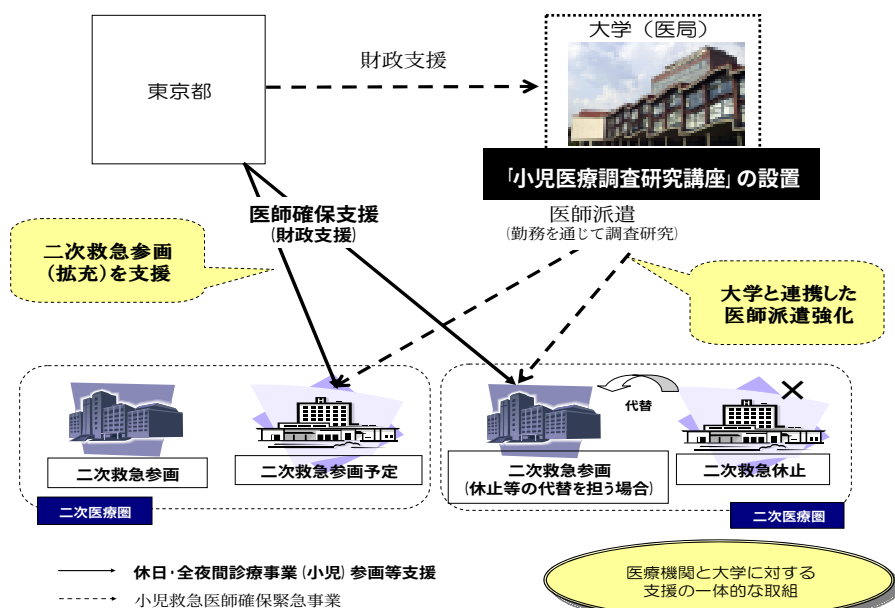
ア 参画支援：小児二次救急医療機関への参画に必要な小児科医師の確保を図る医療機関を支援する。

イ 拡充支援：小児二次救急診療を休止する医療機関等の代替機能確保と強化に必要な小児科医師の確保を図る医療機関を支援する。

② 小児救急医師確保緊急事業 [区東部保健医療圏]

- ・ 事業開始 平成21年度（平成24年度まで）（平成21年度補正予算）
- ・ 事業総額 240百万円（基金負担分 200百万円、都負担分 40百万円）

小児科医不足により、小児医療施設が減少し、地域における小児医療体制の確保が厳しい状況にある。このため、地域における小児医療体制の強化が必要である区東部地域の中核的の病院における病院勤務を通じて小児医療の調査研究を行う意向を有する大学に「小児医療調査研究講座（仮称）」を設置する。医療機関に対する支援（上記②）と合わせて、一体的な取組を実施していく。



③ 小児医療普及啓発事業（事項記載のみ）[都全域]

子供の病気や事故防止に関する知識を持ち、子供の急な体調変化の際に慌てず適切な対応がとれるよう、都民（子供の親）を対象とした全都的な小児医療に関する講演会を開催する。

【迅速・適切な重症患者対応】

① 子ども救命センター(仮称)の創設 [区東部保健医療圏]

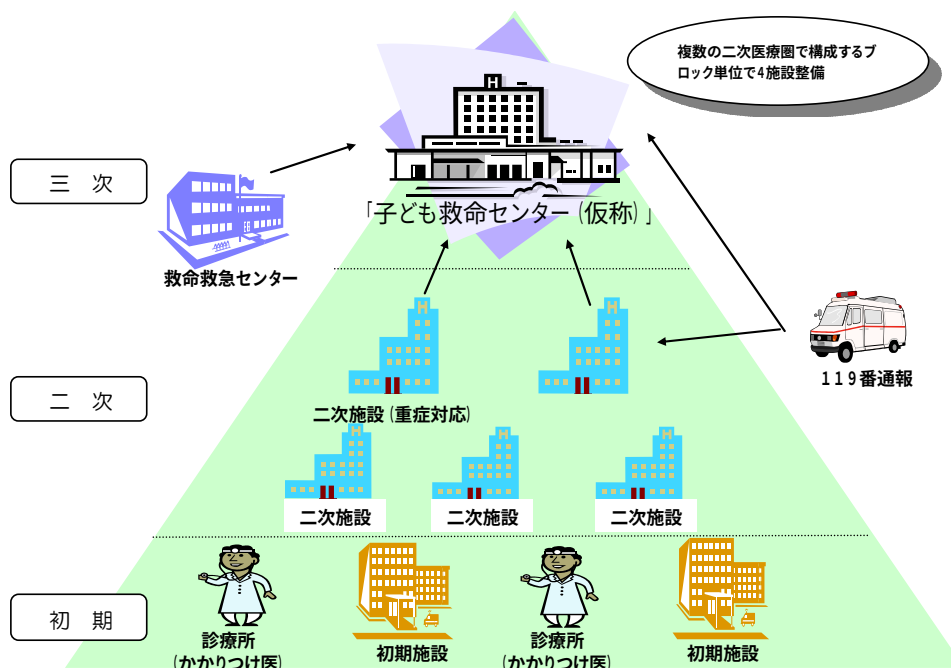
- ・ 事業開始 平成22年度
- ・ 事業総額 178百万円（基金負担分 134百万円、都負担分 44百万円）

頭部外傷や異物の誤飲など、外科的な領域を含む重篤かつ緊急性の高い小児救急患者を迅速に受け入れ、救命治療を速やかに行う「子ども救命センター(仮称)」を創設する。区部を3ブロックに分け、区東部保健医療圏については、同保健医療圏を含む区東部ブロックにおいて1箇所整備する。

子ども救命センター（仮称）は、都内における小児救急医療の拠点施設として、重篤かつ緊急性の高い小児救急患者を受け入れるほか、地域ブロックの中心として円滑な搬送調整を行うための施設間調整や地域の医療機関をサポートする臨床教育・研修等を実施する。

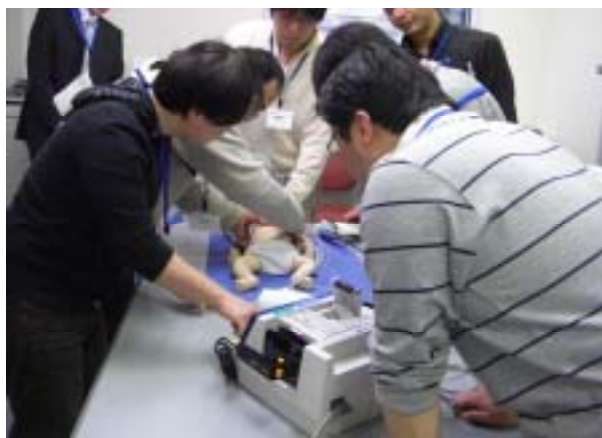
（子ども救命センター(仮称)の役割）

- ア 小児外科領域を含め、地域の医療機関では対応できない重篤かつ緊急性の高い小児救急患者の受入れ
- イ 都内全域を視野に小児救急患者の円滑な転送搬送を行うための施設間連携調整
- ウ 地域の医療機関をサポートする小児救急医療の臨床教育



② 救急専門医等養成事業（事項記載のみ） [都全域]

小児救急患者は、身体的特徴から、病状が一気に重篤化する場合や、先天性異常等、小児特有の疾患を有する場合があることから、より専門的な対応、知識が必要である。よりの確で迅速な救命処理を行うことができる人材を育成するため、小児救急医療を担う救急医療機関に勤務する小児科医等を対象に、小児救急医療に関する専門的な研修（PALS 研修）を行う。平成 22 年度からは、小児医療体制の充実を図るため、養成規模及び対象職種の拡大を行う。



救急専門医養成事業（小児）の様子

＊PALS 研修とは

米国心臓協会が米国小児科学会などと協力して提唱している、小児二次救命処置法。現在では欧米のみならずアジア諸国も含めて取り入れられている世界標準的なプロトコール。

【小児医療ネットワークの構築】

○ 小児救急医療対策協議会（事項記載のみ） [都全域]

小児医療体制の強化、小児医療ネットワークの構築にあたっては、地域の小児医療を担う一次・二次救急医療施設と三次救急医療施設とが一体となって協議を進める必要がある。そのため、小児医療体制の強化に向けた検討・協議を行う「小児救急医療対策協議会」を設置する。

協議会では、i) 小児医療体制の強化に向けた検討協議、ii) 一次から三次救急医療施設の小児医療ネットワークの構築を行う。

(2) 周産期医療

【NICUの受入体制の拡充に向けた取組】

① 周産期母子医療施設整備費補助（事項記載のみ） [都全域]

ハイリスク妊娠や産褥、病的新生児に的確に対応するため、出産前後の母体・胎児から新生児への一貫した管理を行う母体・胎児集中治療管理室（M-FICU）や、新生児集中治療管理室（NICU）の整備を支援し、高度な周産期医療を適切に提供する医療基盤の整備を行う。とりわけ、NICUとNICUの後方病床（GCU）については、施設整備を早期に促進する必要があるため、財政支援の拡充を図る。

② NICUからの円滑な退院に向けた取組への支援 [区東部保健医療圏]

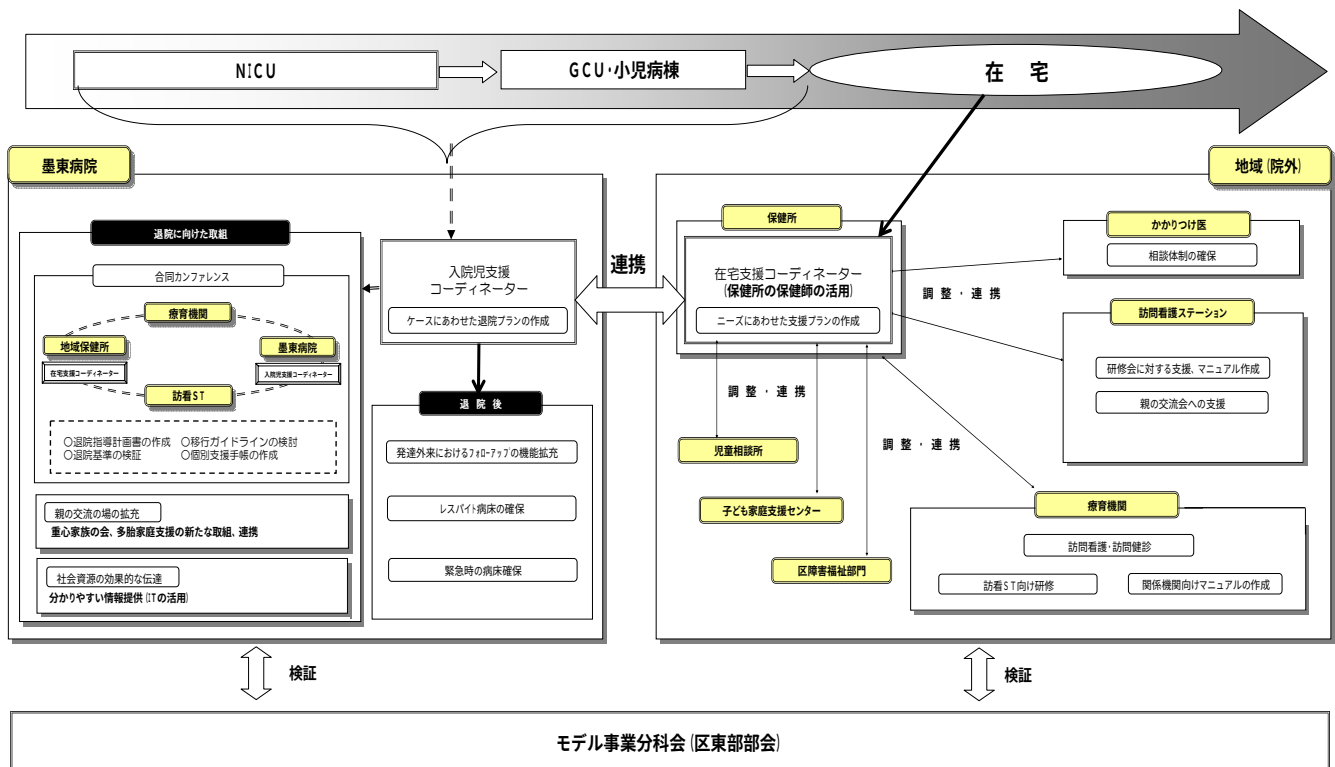
- ・ 事業開始 平成22年度
- ・ 事業総額 60百万円（国庫補助負担分 19百万円、基金負担分 35百万円、都負担分 6百万円）

都立墨東病院において、在宅移行が望ましいNICUの入院児を対象に、在宅への移行支援及び継続した支援を実施するための取組をモデル的に行うとともに、都全域への取組みの拡大に向けて、医療ケアが必要な入院児の円滑な退院に必要な支援体制についての検討を行う。

モデル事業の実施に先立ち、平成21年度に、NICUの入院から在宅での療養生活までケアを提供している医療スタッフに対してグループインタビューを行ったところ、NICUから退院し、在宅生活に移行するための課題として、

- i) 退院の条件 : 退院し在宅療養ができる状況であるかどうかを見極める（医療的重症度と家族のバランス）
- ii) 退院準備 : 退院後の在宅生活にスムーズに移行するために入院中から準備しておく（ケアプランの再構築、サポート体制の整備、家族の準備）
- iii) 在宅生活の条件 : 在宅での生活を継続させるために必要とされる条件（家族のサポート、関係機関の連携）

があげられた。モデル事業の実施にあたっては、これら課題を踏まえた取組を行う。



(3) 新型インフルエンザ等の新興感染症に対する医療

① 感染症対応病棟の整備 [区東部保健医療圏]

- ・ 事業開始 平成22年度
- ・ 事業総額 1,961百万円 (基金負担分 1,961百万円)

新型インフルエンザや新興感染症の発生など高まる感染症の脅威に備え、外来・入院患者への感染を防ぐため、他の病棟から独立して感染症患者に対応することが可能な外来機能、入院機能を備えた病棟 (感染症対応病棟) の整備を行う。感染症対応病棟には、パンデミック期において人工呼吸器等を装着している重症患者など、多数の患者を受け入れることができる感染症緊急対応病床の整備や、通常時は会議室等の用途に使用しながら、パンデミック時には病床を設置できるスペースを設定する。また、感染症緊急対応病床等の整備ともに、ハイリスク患者や重症患者に対する医療機能の強化も合わせて行う。

整備の対象とする医療機関は、地域の中核的医療機関であり、感染症の第一種及び第二種指定医療機関として感染症病床を備えている都立墨東病院において行う。

(整備する機能)

- 感染症外来の設置
- 第一種感染症指定病床 (2床)、第二種感染症指定病床 (8床)

感染症法に対応するため機能強化を図る

iii) 感染症緊急対応病床（30 床（予定））

感染症緊急対応病床は、部屋及びフロア全体を陰圧で管理し、院内外の感染予防に万全を期す。

（感染症緊急対応病床の役割）

・ 海外発生期

水際対策として停留措置を講じている者の多くに感染の疑いが生じた場合に、確定診断の結果が出るまでの間、一時的な受入病床として機能する

・ 国内発生期から都内流行期前期（封じ込め対策期）

感染拡大を阻止し、都内の医療機関の診療機能の麻痺を防止するために、感染症指定病床を補完する入院病床として機能する

・ 都内流行後期から大規模流行期（パンデミック期）

人工呼吸器を装着する患者等、重症患者を診療するための入院病床として機能する

iv) 陰圧対応の人工透析室

v) 救命救急病床（一部陰圧対応）

vi) パンデミック時に病床を設置できるフリースペース（平常時は駐車場、会議室等として使用）

（スケジュール）

- ・ 平成 21 年度から平成 22 年度 基本計画の策定、基本設計及び実施設計
- ・ 平成 23 年度 新診療棟建設着工
- ・ 平成 25 年度 感染症外来及び感染症病棟竣工



② 感染症医療地域連携体制の強化（事項記載のみ）[区東部保健医療圏]

区東部保健医療圏にある都立墨東病院を中核とした地域連携等を協議する会議の中に、新型インフルエンザや新興感染症発生時における地域連携を協議する部会を設置する。特に緊急性のある課題が発生した場合は、集中的に協議を行い、感染症医療の連携体制の強化を図る。

7 地域医療再生計画終了後も実施する事業

- 地域医療再生計画が終了し、地域医療再生基金がなくなった後においても、5に掲げる目標を達成した状態を将来にわたって安定的に維持するために必要があると見込まれる事業については、平成26年度以降も、引き続き実施していく。

- 子ども救命センター（仮称）の運営
単年度事業予定額 45百万円

(資料) 二次保健医療圏別医療の概況

二次保健 医療圏	構成区市町村	人 口	0～14歳 (構成割合)	65歳以上 (構成割合)	出生数	一般病院数		基準病床	既存病床 過(△)不足
				300床以上					
区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区	708,735人	74,031人 (10.4)	139,141人 (19.6)	6,150人 (867.7)	53施設 (7.5)	15施設 (2.1)	6,208床 (875.9)	13,829床 (1,951.2) 7,621
区南部	品川区、大田区	1,017,304	110,982 (10.9)	203,190 (20.0)	8,337 (819.5)	41 (4.0)	8 (0.8)	7,930 (779.5)	7,630 (750.0) △ 300
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	1,278,861	134,382 (10.5)	234,902 (18.4)	10,275 (803.4)	51 (4.0)	13 (1.0)	9,733 (761.1)	9,452 (739.1) △ 281
区西部	新宿区、中野区、杉並区	1,107,082	99,805 (9.0)	218,067 (19.7)	7,874 (711.2)	43 (3.9)	10 (0.9)	10,556 (953.5)	10,391 (938.6) △ 165
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	1,767,626	198,637 (11.2)	363,268 (20.6)	14,059 (795.4)	92 (5.2)	15 (0.8)	13,865 (784.4)	13,177 (745.5) △ 688
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	1,249,460	155,062 (12.4)	273,788 (21.9)	10,476 (838.4)	77 (6.2)	6 (0.5)	9,152 (732.5)	9,050 (724.3) △ 102
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	1,321,999	172,727 (13.1)	250,123 (18.9)	12,538 (948.4)	52 (3.9)	7 (0.5)	8,042 (608.3)	7,919 (599.0) 123
区 計		8,451,067	945,626 (11.2)	1,682,479 (19.9)	69,709 (824.9)	409 (4.8)	74 (0.9)	65,486 (774.9)	71,448 (845.4) 5,962
西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町	392,478	53,477 (13.6)	82,453 (21.0)	3,162 (805.7)	22 (5.6)	4 (1.0)	3,083 (785.5)	4,141 (1,055.1) 1,058
南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市	1,362,065	184,635 (13.6)	268,766 (19.7)	11,274 (827.7)	63 (4.6)	17 (1.2)	10,016 (735.4)	9,974 (732.3) △ 42
北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	624,578	83,376 (13.3)	121,273 (19.4)	5,424 (868.4)	25 (4.0)	5 (0.8)	4,227 (676.8)	4,212 (674.4) △ 15
北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市	953,779	118,270 (12.4)	178,980 (18.8)	8,187 (858.4)	41 (4.3)	8 (0.8)	7,486 (784.9)	7,302 (765.6) △ 184
北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	704,824	93,488 (13.3)	148,411 (21.1)	5,875 (833.5)	35 (5.0)	7 (1.0)	5,250 (744.9)	5,711 (810.3) 461
多 摩 計		4,037,724	533,246 (13.2)	799,883 (19.8)	33,922 (840.1)	186 (4.6)	41 (1.0)	30,062 (744.5)	31,340 (776.2) 1,278
島しょ	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	28,508	3,360 (11.8)	8,407 (29.5)	206 (722.6)	1 (3.5)	0 (0.0)	196 (687.5)	80 (280.6) △ 116
都 計		12,517,299	1,482,232 (11.8)	2,490,769 (19.9)	103,837 (829.5)	596 (4.8)	115 (0.9)	95,744 (764.9)	102,868 (821.8) 7,124
全 国		127,076,183	17,205,567 (13.5)	28,220,227 (22.2)	1,089,818 (857.6)	7,785 (6.1)	1,318 (1.0)	1,097,068 (863.3)	1,265,756 (996.1) △ 168,688

出 典	都：住民基本台帳による東京都の世帯と人口(平成21年1月) 全国：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成21年3月31日現在)	人口動態統計(平成19年)	平成19年度医療施設調査(平成19年10月1日現在)	都：東京都保健医療計画(平成20年3月改定) 全国：平成21年度版厚生労働白書(平成20年4月1日現在)	都：都発表資料(平成21年10月1日現在) 全国：平成21年度版厚生労働白書(平成20年4月1日現在)
-----	--	---------------	----------------------------	---	--

※ 括弧内は特段の記載がない限り、人口10万人対

二次保健医療圏	医師	小児科医 (小児人口10万人対)	産科・産婦人科医	小児科を標榜する医療機関		産科・産婦人科を標榜する医療機関		周産期母子医療センター(NICU数)(出生1万人対)	流入患者割合	流出患者割合	インフルエンザの1定点医療機関患者状況
				小児人口10万人対	病院のみ	小児人口10万人対	病院のみ				
区中央部	7,830人 (1,104.8)	392人 (529.5)	297人 (41.9)	238箇所 (321.5)	25箇所 (33.8)	84箇所 (11.9)	18箇所 (2.5)	4箇所 (27床) (43.9床)	75.1%	56.6%	3.2件
区南部	2,573 (252.9)	299 (269.4)	99 (9.7)	301 (271.2)	14 (12.6)	64 (6.3)	11 (1.1)	2 (24) (28.8)	27.1%	43.9%	3.6
区西南部	3,644 (284.9)	448 (333.4)	174 (13.6)	382 (284.3)	17 (12.7)	106 (8.3)	14 (1.1)	1 (12) (11.7)	48.6%	52.8%	4.3
区西部	5,076 (458.5)	489 (490.0)	231 (20.9)	362 (362.7)	18 (18.0)	90 (8.1)	13 (1.2)	3 (30) (38.1)	51.9%	56.7%	4.2
区西北部	3,600 (203.7)	552 (277.9)	165 (9.3)	522 (262.8)	27 (13.6)	89 (5.0)	16 (0.9)	4 (45) (32.0)	35.1%	45.8%	3.3
区東北部	1,877 (150.2)	359 (231.5)	66 (5.3)	347 (223.8)	25 (16.1)	44 (3.5)	8 (0.6)	2 (18) (17.2)	24.2%	46.6%	3.1
区東部	2,005 (151.7)	306 (177.2)	92 (7.0)	309 (178.9)	17 (9.8)	57 (4.3)	9 (0.7)	2 (21) (16.7)	25.8%	53.7%	4.8
区 計	26,605 (314.8)	2,845 (300.9)	1,124 (13.3)	2,461 (260.3)	143 (15.1)	534 (6.3)	89 (1.1)	18 (177) (25.4)	32.7%	43.1%	3.8
西多摩	497 (126.6)	56 (104.7)	19 (4.8)	61 (114.1)	3 (5.6)	11 (2.8)	4 (1.0)	0 (0) (0.0)	54.2%	25.7%	3.5
南多摩	2,053 (150.7)	278 (150.6)	87 (6.4)	252 (136.5)	11 (6.0)	51 (3.7)	8 (0.6)	2 (15) (13.3)	51.6%	32.0%	4.3
北多摩西部	975 (156.1)	149 (178.7)	47 (7.5)	136 (163.1)	12 (14.4)	31 (5.0)	5 (0.8)	0 (0) (0.0)	34.8%	55.7%	2.9
北多摩南部	2,320 (243.2)	280 (236.7)	92 (9.6)	239 (202.1)	17 (14.4)	41 (4.3)	11 (1.2)	2 (21) (25.7)	54.1%	40.7%	3.1
北多摩北部	1,123 (159.3)	194 (207.5)	39 (5.5)	154 (164.7)	15 (16.0)	24 (3.4)	5 (0.7)	1 (6) (10.2)	36.3%	40.3%	4.1
多摩 計	6968 (172.6)	957 (179.5)	284 (7.0)	842 (157.9)	58 (10.9)	158 (3.9)	33 (0.8)	5 (42) (12.4)	47.2%	37.9%	3.6
島しょ	31 (108.7)	3 (89.3)	3 (10.5)	6 (178.6)	1 (29.8)	7 (24.6)	1 (3.5)	0 (0) (0.0)	0.0%	91.7%	2.1
都 計	33,604 (268.5)	3,805 (256.7)	1,411 (11.3)	3,309 (223.2)	202 (13.6)	699 (5.6)	123 (1.0)	23 (219) (21.1)	46.4%	45.9%	3.4

全 国	263,540 (207.4)	31,009 (180.2)	10,751 (8.5)	28,472 (165.5)	3,015 (17.5)	5,997 (4.7)	1,539 (1.2)	311 (1,898) (17.4)			
-----	--------------------	-------------------	-----------------	-------------------	-----------------	----------------	----------------	--------------------------	--	--	--

出 典	医師・歯科医師・薬剤師調査(平成18年12月31日現在)(いづれも医療施設従事者)(重複計上)			都及び全国(病院のみ):平成19年度医療施設調査(平成19年10月1日現在)(重複計上) 全国(総数):平成17年度医療施設調査(平成17年10月1日現在)(重複計上)				都:都発表資料(平成21年10月1日現在) 国:国発表資料(平成20年11月現在)	患者調査(平成17年度)	感染症発生動向調査(定点報告疾病週報告分)(1定点医療機関当たりの患者情報)(平成21年7月20日から9月27日までの1週間当たりの平均値)
-----	---	--	--	---	--	--	--	--	--------------	--

※ 括弧内は特段の記載がない限り、人口10万人対